

第7条（返金規定）

1. 4週間以上のコースで契約解除となった場合に返金の対象となります。
2. 返金の対象は「コース費用（授業料+宿泊費）」で、払い戻しは契約解除の申請をしてから30日以内に行われます。払い戻し申請は現地でも可能です。
3. 下記に当てはまる場合は返金の対象となりません。
 - 登録料
 - SSP、ビザ、ピックアップ代などコース費用以外の諸費用
 - 始業日より遅く到着した場合や研修の欠席による未受講分のコース費用（補習授業は行われません）
 - 学生都合により、授業日数が減少となった場合の差額
 - 学生がMKより除籍(強制退出)を受けた場合
 - 入学後の申請によるコース変更によって発生した差額(学生都合か否かを問わず)

入学前のキャンセル時	登録料・海外送金手数料・その他諸費用を除く コース費用返金
MK 到着後	4 週間の寮費を除いて返金
受講期間が申込期間の 10%未満	残余コース費用 70%返金
受講期間が申込期間の 10～29%	残余コース費用 50%返金
受講期間が申込期間の 30～49%	残余コース費用 30%返金
受講期間が申込期間の 50%	返金なし

※残余コース費用の計算方法は「申込期間のコース費用－受講期間のコース費用」となります。
「受講期間のコース費用」は申込期間の日割計算ではなく、当初より受講期間分だけを申し込んでいた場合のコース費用と定義します。
(例：1週間で契約解除の場合、受講期間のコース費用は1週間コースの料金が適用される)

第8条（旅行規定）

1. 旅行目的のためにMK外で宿泊する場合、旅行計画書（Waiver Form）を提出する必要があります。
 - 旅行前の最後の授業日前までに作成し、担当者より署名を受けます。旅行へ出発する際には下部のGuard's Copyをガードに提出します。
2. 旅行中に起きた事件、事故、傷害、病気などは、すべて自己責任となり、MKは一切責任を負いません。不慮の事故が発生した場合、MKは問題解決のために尽力をしますが、事故発生時にかかった費用などについては、学生やその家族に請求します。フィリピンは、日本と比べ治安と安全が整備されていないことを認識し、常に注意してください。
3. 高校生については、必ず親の同意書および成人同伴を要する。

第9条（その他）

1. 授業、自習、ウィークリーテストを合算した全体の出席率が85%未満の場合、及びマンスリーテストを受験していない場合、通常であれば卒業時に発行される修了書は発行されません。
2. 寮保証金は、退室時に部屋を確認し、異常がない場合全額返金されます。(5,000ペソ or 10,000円) ※但し、いくつか規定に違反した場合、寮保証金は返金されません。
3. 部屋の鍵を紛失した場合、鍵デポジット（150ペソ）は返金されません。
4. 部屋に異常が発生した場合は、オフィスに必ず報告してください。
5. トイレをご利用の際には、トイレトペーパーはゴミ箱に捨ててください。フィリピンのティッシュは水に溶けないので便器が詰まりやすいです。
6. 留学期間中、毎日のお知らせなど掲示板の内容をチェックしてください。お知らせ未確認の場合、本人に生じる不利益は責任を負いません。
7. パスポートは入国管理局に預けなければいけません。必要な際（予定よりも早く帰国する際など）は、2週間前にはオフィスにお知らせください。事前に申請しない場合に発生するすべての問題にMKは一切責任を負いません。
8. 喫煙は屋外の指定されたエリアでのみ可能です。
9. 講師やマネージャーに不適切な態度がある場合は、規則に従って処置を行うことができます。